

## 海外セールススクール支援事業 実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が、海外で沖縄観光に関するセールス活動を行う沖縄県内民間事業者へ助成金を交付するにあたり、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 当事業は、沖縄県内民間事業者が海外で行うセールス活動に係る経費の一部を補助することにより、事業者の海外ネットワーク構築等セールス活動の自走に向けた仕組みづくりを促進し、沖縄県のインバウンド観光産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

### (事務取扱者)

第3条 当事業は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課と OCVB 誘客事業部海外プロモーション課を所管とし、OCVB が事務の取扱いを行う。

### (助成対象期間)

第4条 当事業の助成対象期間は、2018年4月2日(沖縄出発日)から2019年2月28日(沖縄帰着日)までとする。

### (助成対象事業者)

第5条 当事業の助成対象となる事業者(以下、「助成対象事業者」という。)は、次の各号全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 原則として次のいずれかに該当し、沖縄県と OCVB が目指す「世界水準の観光リゾート地形成」に向けて、受入体制の整備及び誘客活動を積極的に行っている事業者であること。

ア 沖縄県内インバウンド旅行会社

イ 沖縄県内宿泊施設

ウ 沖縄県内レンタカー・交通機関関連会社

エ 沖縄県内観光施設

オ 沖縄県内ウエディング会社

カ 沖縄県内の事業者で、県内での MICE 開催誘致にかかる事業を行う会社

キ その他、外国人観光客の誘客を行っている沖縄県内民間事業者として、OCVB が認める事業者

(2) 申請にかかる事業について、沖縄県における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成を受けていないこと。

(3) 日本語での対応が可能であること。

### (助成対象要件)

第6条 助成対象となる事業は、原則として次の各号全ての要件を満たすものとする。

- (1) 移動日を除いて3/4以上、1日あたり3社以上セールス活動を行っていること。
- (2) 海外における観光・MICE等をテーマとした博覧会・商談会・イベント等へ出展・参加するものであること、又は海外に拠点をもつ企業・団体等を訪問するセールス活動であり、活動内容が明確で、かつ誘致につながるものであること。
- (3) 沖縄県内を発着地とするものであること。
- (4) 第7条で定める航空運賃、宿泊費の価格が、市場の適正価格であること。
- (5) その他のケースについては、OCVBに事前に確認すること。

2 セールス活動の内容が次のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 海外における展示・販売を主とした物販目的の博覧会・商談会・イベント等への出展・参加活動であるもの。
- (2) 日本国内での催事に参加する場合。
- (3) 芸能関連催事のみに参加する場合。
- (4) 助成対象者の帰郷や観光、本社及び支社との打合せ等を兼ねた出張である場合。
- (5) 視察や市場調査、研修、名刺交換、挨拶等を主な目的とする活動である場合。
- (6) 学会・会議等を目的とする出張である場合。
- (7) 沖縄県内にある事業者の県外本社及び支社に所属する者が行うセールス活動である場合。
- (8) その他、沖縄への外国人観光客の誘致活動とみなされない場合。

### (助成対象経費)

第7条 助成対象となる経費は、セールス活動にかかる航空運賃及び宿泊費の1/2の額とし、次に示すとおりとする

#### (1) 航空運賃

ア 航空運賃とは、エコノミークラス利用料金、燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)、航空保険特別料金、空港税等のことをいう。

イ 原則として、エコノミークラスを利用することとする。やむを得ず、エコノミークラス以外のクラスを利用する場合は、利用するクラスと同日程且つ同旅程のエコノミークラスの航空運賃が確認できる根拠資料及びエコノミークラス以外のクラスを利用することの理由書を提出しなければならない。エコノミークラス以外のクラスを利用することについて、当事業の目的に照らして合理性・必要性が認められる場合は、利用するクラスとエコノミークラスの航空運賃を比較し、いずれか低い方を助成対象経費とする。合理性・必要性が認められない場合は、助成対象外とする。

(2) 宿泊費

ア 沖縄県が規定により地域ごとに定める宿泊費を一泊あたりの上限額とする。(※巻末別表参照)

(助成額の上限及び交付回数)

第8条 当事業の助成額の上限額は、次に示す上限額又は実費額の1/2のいずれか低い方の額とする。また、1回のセールス活動につき助成対象は1社2人までとし、上限額は1人25万円までとする。

助成対象区分		助成上限額/ 1人	交付回数	
			沖縄県又はOCVBが参加・募集 する旅行博、セミナー、商談会等	左記以外の、自社 独自による海外セ ールス活動
A	タイ・シンガポール・ マレーシア・インドネシア・ フィリピン・ベトナム	8万円	回数制限無し	年度内 5回まで
B	北米・欧州・豪州・ロシア	15万円		

(1) 上記、助成対象区分に明記されていない地域については、助成対象外とする。

(2) 1回の海外渡航で複数の国にてセールス活動を行った場合は、活動する国の数に応じて上限額を適用する。

(3) 1回の海外渡航で同一国内の都市間を飛行機で移動し、かつ宿泊を伴う場合は、活動する都市の数に応じて上限額を適用する。

(4) 同市場区分内の複数都市を訪問する日程の場合、交付回数はまとめて1回とみなす。

2 交付に基づく為替基準は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を適用し、交付額は、航空運賃及び宿泊費の支払月を「適用月」として算出する。

3 円換算額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てとする。

4 確定金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てとする。

5 いかなる理由があっても、上限額を超えて助成することはできない。

(申請書の提出)

第9条 助成対象事業者は、原則としてセールス活動実施予定日から起算して10日前までに、次の各号全ての書類を提出することとする。

(1) 申請書(様式第1号)

(2) セールス活動を行う者の名刺

2 全ての提出書類は原本のみを有効とする。FAXや電子メールで送信された書類は、原本とはみなさない。

3 当事業は申請主義によるものとし、OCVBからの連絡の有り無しにかかわらず、助成対象事業者が所定の

申請書類を提出しない場合又は提出書類に不備がある場合は、申請を受け付けない。

4 交付決定総額が予算額に達した場合には、助成対象期間内であっても受付を終了とする。

#### (申請の受理)

第10条 OCVBは、第9条により提出された申請書類を審査の上、助成金交付の決定を行い、その決定内容を受理通知書(様式第2号)により助成対象事業者に通知するものとする。

2 受理通知書は、同書に記載の助成予定額全額の交付を約するものではない。

#### (申請の取下げ)

第11条 第10条の通知を受けた助成対象事業者は、何らかの事情によりやむを得ず申請を取り下げるときは、原則として、第10条の通知を受けた日から申請書に記載の沖縄出発日までに取下げ書(様式第3号)を提出しなければならない。また、その場合は再度の申請は認めない。

#### (実施報告書の提出)

第12条 助成対象事業者は、セールス活動終了日から起算して20日以内に、次の各号全ての書類を提出すること。また、2019年2月期のセールス活動実施分については、セールス活動終了日から起算して20日以内又は2019年3月5日のいずれか早い日を提出期限とする。

(1) 実施報告書(様式第4号)

(2) 活動実績表(任意様式)

(3) セールス活動に使用した航空券半券の原本又は航空会社発行の搭乗証明書

(4) 航空運賃、宿泊費の支払が確認できる書類の写し

※A4判(縦)様式にて提出すること。

(5) 航空運賃の明細が分かる書類(Eチケット控えなど手数料・税等が明記されたもの)

(6) セールス活動を行った相手先の名刺の写し

※A4判(縦)様式にて提出すること。

(7) セールス活動の様子が分かる画像

※助成対象者が写っている写真を、訪問先ごとに1枚ずつ撮影し、A4判(縦)白紙に複数枚貼付して提出すること。

(エコノミークラス以外のクラスを利用した場合のみ)

(8) 理由書

(9) 利用するクラスと同日程且つ同旅程のエコノミークラスの航空運賃が確認できる根拠資料

2 全ての提出書類は原本のみを有効とする。FAXや電子メールで送信された書類は、原本とはみなさない。

3 申請書と報告書の内容が著しく異なる場合は、助成することはできない。ただし、天災地変や予期せぬ事態により活動できなかった事例については、その限りではない。

### (交付の決定)

第13条 OCVBは、第12条により提出された実施報告書類が第6条の要件を満たしているか審査した上で助成金の交付額を決定し、交付決定通知書(様式第5号)をもって助成対象事業者に通知する。

2 OCVBは、第1項の審査において助成が適切でないと判断したものについて、助成金の一部又は全部を交付しない。

### (助成金の請求及び支払)

第14条 助成対象事業者は、交付決定通知書に記載された期日までに、請求書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 OCVBは、原則として助成対象事業者が指定した金融機関口座へ円建てで振り込むことにより助成金を交付する。

3 助成対象事業者と請求書の口座名義人が異なる場合は、請求書と併せて委任状を提出しなければならない。

### (交付の取消し及び返還)

第15条 OCVBは、助成対象事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は助成金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 助成対象事業者は、前項に規定により助成金の返還の請求を受けたときは、OCVBが指定する期日までに、当該助成金をOCVBに返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は返還の請求を受けた助成対象事業者が負担することとする。

### (調査)

第16条 OCVBは必要に応じて、助成対象事業者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、助成対象事業者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。

### (書類の管理)

第17条 助成の交付を受けた助成対象事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。

### (免責事項)

第18条 当事業の実施にあたり、助成対象事業者と第三者の間で発生した問題について、OCVBは一切関与しない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

2 当事業の実施にあたり問題が生じた場合は、日本国内の法律を適用して協議し、解決を図るものとする。

附則 この要綱は、2018 年 4 月 2 日から施行する。

## 【巻末別表】

### (1) 沖縄県の規定に基づく地域ごとの宿泊費

国/地域(例示)		地域ごとに定める額 (1泊あたり)
指定都市	シンガポール、ロンドン、モスクワ、パリ、 ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン	19,300 円
甲	ドイツ、フランス(パリ以外)、イタリア、トルコ、 カナダ、アメリカ(上記4都市以外)	16,100 円
乙	タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム オーストラリア、ロシア(モスクワ以外)	12,900 円

※ 上記の額は、宿泊費の上限額となります。上記額を超える場合は、自己負担となります。